

介護経営術

vol.34

居宅介護支援事業所の 将来像

公平性・中立性の 原則の定義

介護保険の基本的な考え方である「利用者本位」を実現するために、ケアマネジャーには、利用者の立場に立った公平中立なケアマネジメントが求められています。

2018年度の介護報酬改定では、居宅介護支援事業の特定事業所集中減算の対象事業種別が、通所介護（地域密着型を含む）、訪問介護、福祉用具貸与に限定される反面、サービス付き高齢者向け住宅などに居住する利用者に対して、同一敷地内等のサービス事業所だけをケアプランに盛り込むことは適切でないと明記されました。

また、公平中立の確保策として、

利用者に対する選択の自由の説明責任が課せられました。最低限のルールとして、関係法人の事業所か否かにかかわらず選択が可能です。利用者には伝える義務があります。

ケアマネジャーに 求められる視点

今回の介護報酬改定ではケアマネジャーが能力向上を図り、介護保険制度の根幹である「自立支援」にもとづくケアプランを作成することが求められています。

その視点の1つが医療的視点の強化と医療機関との連携です。「時々入院ほぼ在宅」をめざすケアプランが必要とされます。実際に必要なときにすぐに支援体制が構築できるよう、医療や、重度者への支援が提供でき

る事業所との連携を確保しておくことが重要です。

もう1つの視点が、地域包括ケアシステムに定義される「自助」「互助」「共助」「公助」の四助を駆使したケアプランです。訪問介護では、代行的なサービス提供から、自立を促す視点への転換が求められました。また、介護保険サービスにこだわらず、地域資源を活用した支援体制の構築が求められています。

ケアマネジャーは、介護保険制度の根幹である自立支援の推進者として、視点の転換が不可欠な段階に来ているのです。

居宅介護支援事業所の 組織への貢献

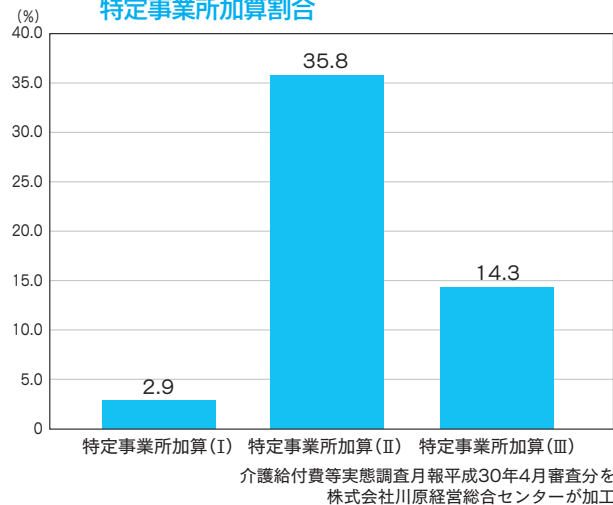
居宅介護支援事業所の管理者は、



田中 律子

株式会社川原経営総合センター
経営コンサルティング部門
シニアコンサルタント

図表1 居宅介護支援全件数における特定事業所加算割合



図表2 居宅介護支援事業所の貢献(事業計画(例))

目的(目標)
地域包括ケアシステムの構築のため、自立支援の推進者としての成長をめざす
<p>【重点項目】</p> <p>①法人内ケアプラン合同研修(法人共通) 施設のケアマネジャーと合同の研修会を実施する。居宅介護支援事業所は、施設におけるケアプランから、他職種の役割やチームケアの推進方法を学ぶ。地域の居宅介護支援事業所を交え、特定事業所加算の要件に充当する(年4回)。</p> <p>②事業所間相互能力向上(法人共通) 法人内事業所間の相互評価(要望調査年2回)を行う。居宅介護支援事業所は、他法人のサービス提供事業所の好事例を紹介し、法人内サービス提供事業所の営業効果を高める。</p> <p>③医療機関との連携強化 入退院時のカンファレンスの参加回数を増やし、医療機関との連携強化を図る(入院時情報連携加算：算定率〇%、退院退所加算：算定率〇%、訪問看護ケアプラン率：〇%)。</p> <p>④各職員の能力向上と相互確認 新規利用者に関する事業所内カンファレンスを実施し、相互確認の仕組みを構築する(全件)。 参考：他職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き 平成30年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)</p> <p>⑤財務上の自立に向けた収益改善 事業所の自立に向けた収益改善を行う(1人当たりケアプラン件数：〇件、〇月特定事業所加算〇取得、収支差額率〇%)。</p>

主任ケアマネジャーであることが義務化されました(2021年3月31日まで経過措置あり)。居宅介護支援事業所の集約、ケアマネジャーの能力向上など、組織的な取り組みが期待されているのです。

管理者の役割として、ケアマネジャーが独自の力量と視点だけでケアプランをつくることのないよう、相互確認や事例検討などによる組織的な教育体制を整備する必要があります。

特定事業所加算を取得している事業所には、事業所内のケアマネジャーだけでなく、地域の1人ケアマネジャー事業所など、他法人に所属するケアマネジャーの育成も求められます。

多くの居宅介護支援事業所では、法人の一組織としての何らかの貢献を求められます。ケアマネジャーは公平性・中立性を死守するあまり、法人組織としての責任と役割の意識が欠如する傾向にあります。

居宅介護支援事業所は、地域への「窓口」として存在します。利用者の確保はもとより、各種制度の情報や他サービスとの相違と工夫、地域情報など「情報」が重要な資源となります。資源を法人に還元し、法人全体の価値を高めることも、役割の一つといえます。

居宅介護支援事業所は、従来、大半が赤字でしたが、特定事業所加算

を取得することで、多くの事業所が赤字から脱却しています。特定事業所加算算定事業所の割合は、全体の25%程度ですが、利用者数では半数以上が対象となります(図表1)。今や財務的にも貢献できる事業所さえ存在します。

図表2は、居宅介護支援事業所の法人内貢献を考慮した事業計画の例です。

AIによるケアプランの作成が、国の方針として進められています。緊急時等居宅カンファレンス加算が象徴する状態変化に応じた柔軟なケアプランの変更こそが人間にしかできない分野であり、ケアマネジャーとしての専門性だと考えます。